

【判例ID】	28321928
【判示事項】	【事案概要】 東日本大震災と津波の影響で福島第一原発から放射性物質が放出された事故（本件事故）により福島県内から県外に避難をした一審原告らが、一審被告東電に対し、敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら安全対策を怠ったと主張し、主位的に民法709条に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき、一審被告国に対し、経済産業大臣が被告東電に対し電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であると主張し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた件で、一審原告らの予備的請求を一部認め一審被告東電に対し一部支払を命じた原審を不服として一審原告の一部が控訴若しくは附帯控訴をし、一審被告東電が控訴したところ、一部棄却し、又は、一部を認容して原判決を取り消し又は変更した事例。
【裁判年月日等】	令和5年12月22日 / 東京高等裁判所 / 第16民事部 / 判決 / 令和1年（ネ）2271号 / 令和2年（ネ）2529号
【事件名】	福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件（2271号）、附帯控訴事件（2529号）
【裁判結果】	原判決一部変更、一部取消、控訴一部棄却（2271号）、原判決一部変更、附帯控訴一部棄却（2529号）
【裁判官】	土田昭彦 大寄久 園部直子
【審級関連】	<第一審>平成31年3月14日 / 千葉地方裁判所 / 民事第5部 / 判決 / 平成27年（ワ）1144号 / 28272192
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	1

28321928

東京高等裁判所

令和1年（ネ）第2271号 / 令和2年（ネ）第2529号

令和05年12月22日

当事者の表示 別紙1当事者目録1ないし4記載のとおり（以下、同目録1記載の当事者を「1審原告ら」と総称し（各1審原告を同目録1記載の番号により「1審原告番号1-1」のように表記し、各世帯を「世帯番号1」のように表記する。）、同目録2記載の当事者を「1審被告Y」といい、同目録3記載の当事者を「1審被告国」という。）

主文

1 1審原告番号1-1、同1-3、同1-4、同2-4、同2-5、同6-1、同6-3及び同6-4の1審被告Yに対する控訴に基づいて、原判決主文1項ないし4項中、同1審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

（1） 同1審原告らの1審被告Yに対する主位的請求をいずれも棄却する。

（2） 1審被告Yは、同1審原告らに対し、別紙2「認容額等一覧表」の同人らそれぞれに対応する「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（3） 同1審原告らの1審被告Yに対するその余の予備的請求をいずれも棄却する。

- 2 1 審被告 Y の控訴に基づき、原判決主文 1 項ないし 4 項中、1 審原告番号 2 - 1、同 2 - 2、同 5 - 1、同 5 - 2、同 5 - 3 及び同 5 - 4 に係る部分を次のとおり変更する。
- (1) 同 1 審原告らの 1 審被告 Y に対する主位的請求をいずれも棄却する。
- (2) 1 審被告 Y は、同 1 審原告らに対し、別紙 2 「認容額等一覧表」の同人らそれぞれに対応する「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 同 1 審原告らの 1 審被告 Y に対するその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 (1) 1 審被告 Y の控訴に基づき、原判決主文 2 項ないし 4 項中、1 審原告番号 2 - 3 に係る 1 審被告 Y 敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、1 審原告番号 2 - 3 の 1 審被告 Y に対する予備的請求を棄却する。
- 4 1 審原告番号 3 の附帯控訴に基づき、原判決主文 1 項ないし 4 項中、同 1 審原告に係る部分を次のとおり変更する。
- (1) 同 1 審原告の 1 審被告 Y に対する主位的請求を棄却する。
- (2) 1 審被告 Y は、同 1 審原告に対し、別紙 2 「認容額等一覧表」の同人に対応する「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 同 1 審原告の 1 審被告 Y に対するその余の予備的請求を棄却する。
- 5 1 審被告 Y に対する 1 審原告番号 2 - 1、同 2 - 2、同 2 - 3、同 5 - 1、同 5 - 2、同 5 - 3 及び同 5 - 4 の各控訴、1 審被告国に対する 1 審原告番号 3 及び同 4 を除く 1 審原告らの各控訴並びに 1 審原告番号 3 及び同 4 に対する 1 審被告 Y の各控訴をいずれも棄却する。
- 6 (1) 1 審原告番号 3 及び同 4 を除く 1 審原告らと 1 審被告国との間で生じた控訴費用は、同各 1 審原告らの負担とし、1 審原告番号 4 と 1 審被告 Y との間で生じた控訴費用は 1 審被告 Y の負担とする。
- (2) 1 審原告番号 2 - 3 及び同 4 を除く 1 審原告らと 1 審被告 Y との間で生じた訴訟費用は、第 1、2 審を通じて、同各 1 審原告に係る別紙 2 「認容額等一覧表」の「負担割合」欄記載の割合を同各 1 審原告の負担とし、その余を 1 審被告 Y の負担とする。
- (3) 1 審原告番号 2 - 3 と 1 審被告 Y との間で生じた訴訟費用は、第 1、2 審を通じて、1 審原告番号 2 - 3 の負担とする。
- 7 この判決の 1 項 (2)、2 項 (2) 及び 4 項 (2) は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 章 当事者の求める裁判

第 1 1 審原告ら (1 審原告番号 3 及び同 4 を除く。) の控訴の趣旨

1 原判決中、1 審原告ら (1 審原告番号 3 及び同 4 を除く。) に関する部分を次のとおり変更する。

2 1 審被告らは、1 審原告ら (1 審原告番号 3 及び 4 を除く。) に対し、連帯して、別紙 2 「認容額等一覧表」の同人らそれぞれに対応する「控訴等請求額」欄記載の各金員及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 1 審原告番号 3 の附帯控訴の趣旨

1 原判決主文第 1 項ないし第 3 項中、1 審原告番号 3 に関する部分を次のとおり変更する。

2 1 審被告 Y は、1 審原告番号 3 に対し、243 万 1313 円及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 3 1 審被告 Y の控訴の趣旨

- 1 原判決中1審被告Yの敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分につき、1審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2章 事案の概要等

第1 事案の概要

1 請求（原審における請求）

1審原告ら及び原判決別紙1「原告ら目録」記載の原告番号1-2及び同1-5の2名（以下「控訴取下げの2名」という。）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波（以下「本件津波」という。）の影響で、1審被告Yが設置・運営していた福島第一原子力発電所（以下「本件発電所」という。）において放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにより、福島県内から同県外への避難を余儀なくされたところ、経済産業大臣が1審被告Yに対し電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく規制権限を行使しなかったことは違法であるなどと主張して、1 1審被告Yに対しては、主位的に民法709条に基づき、予備的に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づき、2 1審被告国に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、別紙2「認容額等一覧表」の「1審における請求額」欄記載の各損害賠償金及びこれに対する本件事故の日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分（平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定利率）の割合による遅延損害金の支払を求めた。

2 原判決の概要

原審は、1審原告ら及び控訴取下げの2名の1審被告Yに対する請求について、主位的請求をいずれも棄却し（原判決主文1項）、1審原告番号2-1、同2-2、同2-3、同3、同4及び世帯番号5の1審原告らの予備的請求を別紙2「認容額等一覧表」の同人らそれぞれに対応する「1審対Y認容額」欄記載の各損害賠償金及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し（同2項）、同人らのその余の予備的請求及び同人ら以外の者の予備的請求を棄却した（同3項、同4項）。そして、1審原告ら及び控訴取下げの2名の1審被告国に対する請求をいずれも棄却した（同5項）。

3 控訴の経緯等

（1） 1審原告番号3及び同4を除く1審原告らは、原判決を不服として、1審被告らに対し、不服の範囲を限定した上で控訴し、原判決中のそれぞれに関する部分を前記第1章第1の2のとおりに変更することを求めた。なお、控訴取下げの2名は、1審原告番号3及び同4を除く1審原告らの上記控訴と同時に控訴したが、当審第1回口頭弁論期日前に控訴を取り下げた。

（2） 1審被告Yは、原判決を不服として控訴し、原判決中の自らの敗訴部分の取消し及び同取消部分についての1審原告らの各請求の棄却を求めた。

（3） 1審原告番号3は、上記（2）の控訴の被控訴人として、不服の範囲を限定した附帯控訴をし、原判決主文第1項ないし第3項中の自らに関する部分を前記第1章第2の2のとおりに変更することを求めた。

第2 前提事実（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。）

原判決の「事実及び理由」中の第2部第2章に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決8頁11行目冒頭に「1審原告番号2-3を除く」を加え、12行目の「千葉県又は東京都」を「千葉県等」に、28頁10行目の「保安院」を「原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）」に、42頁3行目の「察知」を「設置」に、47頁19行目の「意向」を「以降」に、50頁19行目の「5条2項」を「5条の2」に、57頁2行目の「（国際原子力機関）と」を「（国際原子力機関）は」にそれぞれ改める。

第3 争点及び当事者の主張

1 次の2のとおり補正し、3のとおり当審における当事者の補充的主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2部第3章に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

原判決93頁14行目の「技術の」を「技術に」に、154頁18行目及び21行目の各「メートルSv」をいずれも「ミリシーベルト」に、163頁4行目の「同じ損害を」を「同じ損害を被」に、172頁11行目の「(世帯番号5)」を「(世帯番号5)(ただし、同別紙中の「原告番号」を「1審原告番号」と読み替える。)」にそれぞれ改める。

3 当審における当事者の補充的主張

(1) 1審被告国の責任に係る結果回避可能性又は因果関係(経済産業大臣が規制権限を行使していた場合には本件事故が回避できたのか)に関する1審原告らの主張

ア 本件事故以前に原子炉施設の津波対策を定めた法令や指針は存在せず、本件長期評価の公表以前に、防潮堤等の設置により敷地への浸水を防止することを前提とする原子炉の設置許可がされた実績もうかがわれない。それまでは想定される津波が到達しない十分に高い場所に原子炉施設を設置することによりその安全性を確保していたのであり、津波による敷地への浸水が想定される場合については、十分な検討がされていなかった。本件事故以前において、上記場合には防潮堤等の設置により敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていたとはいえない。

イ 経済産業大臣は、平成14年以降、1審被告Yに対して、建屋・重要機器を水密化する措置、非常用電源設備の分散・高所配置、可搬式電源車の設置等(以下「建屋の水密化措置等」という。)の具体的な事故回避措置を義務付けることが可能であった。そして、本件事故以前から国内外において防潮堤の設置に併せて建屋の水密化措置等の検討、実施が行われていたこと、本件事故後直ちに国内の他の原子力発電所で建屋の水密化措置等が講じられており、本件事故以前にこれらを講じることは技術的に可能であったこと、建屋の水密化措置等は防潮堤の設置に比べて、早期の施工が可能であり、施工に要する費用も低額で済むという長所があること、原子力発電所の事故防止のためには何重もの防護措置が求められていることを踏まえると、経済産業大臣が規制権限を行使していた場合には、1審被告Yは本件発電所について防潮堤の設置に加えて建屋の水密化措置等を講じるべきであり、そして、本件発電所で1審原告らが主張するような建屋の水密化措置等が講じられていれば、本件事故を回避できた蓋然性が高かった。

ウ 1審被告Yが、本件事故以前に、本件発電所の津波対策として、防潮堤を設置するとした場合に、本件敷地の南北のみに防潮堤を設置することは不合理であるから、経済産業大臣が規制権限の行使をした場合には、1審被告Yは本件敷地の東側前面にも防潮堤を設置していたと考えられる。本件敷地の東側にも防潮堤が設置されていれば、本件事故を回避できた可能性が十分にある。

(2) 当審における1審原告らの損害額の主張

当審において不服の範囲を限定した後の1審原告ら(1審原告番号4を除く。)の損害額の主張は、それぞれ、別紙3-1「損害認容額一覧表(世帯番号1)」、別紙3-2「損害認容額一覧表(世帯番号2)」、別紙3-3「損害認容額一覧表(世帯番号3)」、別紙3-5「損害認容額一覧表(世帯番号5)」及び別紙3-6「損害認容額一覧表(世帯番号6)」の各「1審原告番号」欄に対応する「当審における1審原告の損害額の主張」欄に記載のとおりである。

(3) 弁済の抗弁について

(1審被告らの主張)

ア 1審原告らに対する弁済

1 審被告Yは、いずれも本件事故による損害の賠償として、世帯番号1の世帯の構成員に対し、合計292万円を支払い、世帯番号2の世帯の構成員に対し、合計168万円を支払い、世帯番号3の世帯の構成員に対し、合計131万1990円を支払い、世帯番号4の世帯の構成員に対し、合計84万円を支払い、世帯番号5の世帯の構成員に対し、合計5636万8087円を支払い、世帯番号6の世帯の構成員に対し、合計164万円を支払った。

イ 既払金の控除方法について

同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数も1個である。1 審原告らは本件事故により被った全損害のうち、任意の範囲で明示的な一部請求を行っているが、まずは各1 審原告が被った財産的損害・精神的損害を含む全損害額を認定した上で（この点の主張立証責任は1 審原告らにある。）、その全額から既払金全額を控除すべきである。そして、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には当該一部請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することになる。

ウ 世帯間融通について

同一世帯の構成員間においては生計を共通にしており、財産的損害や慰謝料のうちの生活費増加分についても世帯で共通する損害に対して支払われているものがあることから、同一世帯内で名目上は特定の世帯構成員に支払われた既払金であっても、世帯構成員全員の利益のために支払われたものと評価すべきである。このことは、1 審被告Yが直接請求手続における賠償を被害者ごとに個別に行っているわけではなく、世帯単位を前提に行っており、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して1 審被告Yに請求し、請求を受けた1 審被告Yは請求を行った世帯の代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っていることや、世帯の代表者も特段の事情のない限り受け取った賠償金をその支払名目を区別せずに世帯全体の生活費等に充てていると考えられることから基礎付けられる。

したがって、1 審原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の被った損害の認定額が実際を受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきである。

（1 審原告らの主張）

ア 既払金の充当の合意について

弁済の充当方法は当事者の意思により決定される。1 審原告らは、1 審被告Yが作成した損害項目ごとの賠償基準と請求様式に従った請求を行い、1 審被告Yとの間で、損害項目ごとに金額を合意した。ADRにおいても、被害者らと1 審被告Yは、損害項目と金額を明示した和解契約書を取り交わした上で、支払がなされている。すなわち、1 審原告らと1 審被告Yの間では、これまでの1 審被告Yの弁済について、どの損害項目の弁済に充当するかについて、その都度合意していた。したがって、弁済の充当は、財産的損害に対する支払と精神的損害に対する支払を区別して考えるべきである。

イ 世帯間融通について

1 審被告Yの世帯間融通の主張は、民法における個人賠償の原則に反するものである。1 審原告らが請求している損害は各個人に生じているものである。財産的損害であれば、世帯主等が費用を支払い、その損害を一人で負担することがあり得るとしても、精神的苦痛に伴う慰謝料は苦痛を感じた本人に帰属し、本人に対して支払われるものである。

1 審被告Yは、賠償手続の実態において世帯単位で賠償がなされていることを指摘するが、直接請求においても、ADRにおいても、あくまで個人ごとの賠償金として弁済されているのであり、世帯を単位として弁済がされたことはない。世帯の代表者が一括して世帯全員分の賠償額を受領することはあっても、これはあくまで手続上の便宜として行われたものにすぎず、あくまでも損害額は個人ごとに割り付けられ、個人の損害に対する賠償金として支払がされて

いることに何らの変わりもない。

第3章 当裁判所の判断

第1 1審被告国の責任について

1 認定事実

前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件発電所の概要

ア 本件発電所は、1審被告Yが設置し、運営する原子力発電所であり、福島県D郡D町及びE町にまたがって所在している。

イ 本件発電所には、昭和46年から昭和54年にかけて順次運転が開始された1号機から6号機までの6機の原子炉が設置されており、いずれの原子炉も沸騰水型軽水炉である。本件発電所の原子炉施設は、原子炉格納容器を収容する原子炉建屋、蒸気タービンを収容するタービン建屋等から成っている。

ウ 本件発電所の1号機から4号機までの各原子炉（以下、併せて「本件各原子炉」という。）に係る原子炉建屋、タービン建屋等の主要な建屋（以下「主要建屋」という。）は、いずれも海拔10m（以下、海拔高はF港工事基準面（O.P.）を基準とした数値である。）の平らな土地にあり、本件各原子炉は、北から南に向かって1号機から4号機の順に一列に設置されている（以下、主要建屋の敷地を「本件敷地」という。）。本件敷地の東側及び南東側は、海水をくみ上げるポンプ等の設備が設置された海拔4mの区画等を挟んで海に面している。

エ 本件各原子炉に係る原子炉施設（以下「本件各原子炉施設」という。）では、原子炉の運転により発電した電力や外部の変電所から供給される電力が利用されていたが、これらの電力をいずれも利用することができない場合に備えて、非常用ディーゼル発電機及びこれにより発電した電力を他の設備に供給するための電気設備（以下、併せて「本件非常用電源設備」という。）が主要建屋の中に設置されていた。

(丙イ2)

(2) 原子力発電所の設計津波水位の評価方法に関する報告書の作成

社団法人G原子力土木委員会の下に設置された津波評価部会は、平成14年2月、原子力発電所の設計津波水位の評価方法を示したのものとして、「原子力発電所の津波評価技術」と題する報告書（以下「平成14年津波評価技術」という。）を作成した。平成14年津波評価技術は、プレート境界型地震に伴う津波について、評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波を選定し、その既往津波の沿岸における痕跡高を最もよく説明できる断層モデルを基に基準断層モデルを設定した上で、想定津波の不確実性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、評価地点に最も影響を与える津波に基づいて設計津波水位を求めるなどとしていた。

(丙イ2、丙口7)

(3) 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を取りまとめた文書の公表

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、地震防災対策特別措置法に基づいて文部科学省に設置された機関であり、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから文部科学大臣が任命する委員によって構成されるところ、平成14年7月、三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの領域を対象とした長期的な観点での地震発生の可能性、震源域の形態等についての評価を取りまとめたものとして、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する文書（以下「本件長期評価」という。）を公表した。本件長期評価は、上記の日本海溝沿いの領域のうち、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域に関し、明治29年に発生した明治三陸地震と同様の地震が上記領域内のどこでも発生する可

能性があること、上記領域内におけるマグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波地震）については、今後30年以内の発生確率が20%程度、今後50年以内の発生確率が30%程度と推定されること、その地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後と推定されること等を内容とするものであった。

（甲口1、2）

（4）発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の策定

ア 原子力安全委員会は、平成18年9月、発電用軽水型原子炉の設置許可申請及び変更許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を策定した。上記指針は、発電用軽水型原子炉施設について、その供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、上記原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮した上で設計されなければならないものとしていた。

イ 保安院は、同月、1審被告Yを含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原子炉施設等について、上記指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう指示した。

（丙口79、81）

（5）本件長期評価に基づく津波の試算

ア 1審被告Yは、上記の指示を受けて、本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃、その結果の報告を受けた。その内容は、本件長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して津波の試算を行ったところ、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ（海拔10m）を超えず、主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるなどというものであった（以下、この試算を「本件試算」といい、この試算された津波を「本件試算津波」という。）。

イ 1審被告Yは、その後、本件試算津波と同じ規模の津波に対する対策等についての検討を行ったものの、直ちに対策を講ずるのではなく、Gに本件長期評価についての研究を委託することとして、当面の検討を終えた。

（丙口110、丙八123の1、4、丙八129の2）

（6）本件地震及びこれに伴う本件事故

ア 平成23年3月11日、H半島の東南東約130km、深さ約24kmの地点を震源として、本件地震が発生した。本件地震は、複数の震源域がそれぞれ連動して発生したものであり、その震源域は、南北の長さ約450km、東西の幅約200kmに及び、その最大すべり量は、50m以上であった。本件地震の規模は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0、津波マグニチュード9.1であった。

イ 本件地震により、本件各原子炉のうち定期検査のため運転停止中であった4号機を除く各原子炉がいずれも自動的に停止し、外部の変電所から供給される電力についても、本件地震による設備故障等によりその供給が途絶えた。

その後、本件津波が本件発電所に到来し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の全方面から大量の海水が本件敷地に浸入して、本件敷地のほぼ全域が浸水した。その浸水深は、主要建屋付近で最大約5.5mに及び、主要建屋の中に海水が浸入する事態となった。その結果、全ての本件非常用電源設備が浸水してその機能を失い、交流電源が喪失した。

本件各原子炉施設には蓄電池が付属する直流の電源設備が備えられていたが、3号機を除く各原子炉に係る原子炉施設については、上記電源設備も浸水してその機能を失い、直流を含む全ての電源が喪失した。3号機の原子炉施設については、しばらくの間、上記蓄電池を電源とする直流の電力が非常用炉心冷却設備に供給されていたが、上記非常用炉心冷却設備が停止し、上記蓄電池の残量不足等により再起動させることができなくなった。

以上のとおり、本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥った結果、本件地震の発生当時運転中であった1号機から3号機までの各原子炉について、運転停止後も発熱が続く炉心を冷却することができなくなり、高温に達した燃料が著しく損傷し、これにより発生した水素ガスの爆発によって原子炉建屋等が損傷するなどして、本件各原子炉施設から放射性物質が大量に放出される事故（本件事故）が発生するに至った。

（甲八100、丙イ2、3、丙口203）

（7） 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方

本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、安全設備等が設置される原子炉施設の敷地を想定される津波の水位より高い場所とすること等によって上記敷地が浸水することを防ぐという考え方を基本とするものであり、津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。

（丙口34、78、丙八19、54、80）

2 関係法令の定め

電気事業法39条1項は、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない旨規定し、同法40条は、経済産業大臣は、事業用電気工作物が上記技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる旨規定する。

これを受けて、平成17年経済産業省令第68号による改正前の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令4条1項は、原子炉施設等が津波等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置等の適切な措置を講じなければならない旨規定し、上記改正後の同項は、原子炉施設等が想定される津波等の自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置等の適切な措置を講じなければならない旨規定する。

3 検討

（1） 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成13年（受）第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、最高裁平成30年（受）第1447号、第1448号、第1449号、第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決・民集75巻5号1359頁等参照）。そして、国又は公共団体が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。そこで、この点につき検討する。

（2） 前記認定事実によれば、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであ

た。したがって、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを1審被告Yに義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。そして、本件試算は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものであるとして、合理性を有する試算であったといえる。

そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。

(3) ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。

これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを1審被告Yに義務付け、1審被告Yがその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。

(5) 上記の関係に関する1審原告らの主張について

ア 1審原告らは、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、防潮堤の設置に加えて建屋の水密化措置等が講じられるべきであったと主張し、その根拠として、本件事故以前においても原子炉施設の津波対策として建屋の水密化措置等を着想して実施することが十分に可能であったことを示す種々の事情を指摘するところ、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、その指摘に沿う以下の事実が認められる。

(ア) 本件事故以前に1審被告Yが講じていた溢水対策

平成3年10月、本件発電所1号機のタービン建屋地下1階において、配管からの海水漏えいにより床面が浸水して、原子炉を停止させた事故が発生した。1審被告Yは、この事故を踏まえて、機器室入口扉等の水密化、堰の設置及びかさ上げ等の内部溢水対策を行った。

(甲八12、24ないし28、乙イ2の1)

1審被告Yは、平成14年頃、平成14年津波評価技術に基づく津波評価を実施し、その計算結果に基づき、本件発電所6号機の海拔4m盤上に設置されている海水ポンプ電動機について20センチ程度のかさ上げを行った。

(丙イ2、丙口8)

(イ) 安全情報検討会における指摘

保安院と原子力安全基盤機構は、国内外の安全情報の収集、評価分析を行い、必要な安全規制上の対応を行うため、平成15年11月、安全情報検討会を設置した。平成17年8月に開催された安全情報検討会において、平成11年に発生したフランス・ルブレイ工原子力発電所の被水事故が取り上げられた際に、「外部事象(津波)による溢水及び内部溢水の両方に対する施設側の溢水対策(水密構造等)の実態を整理しておく必要がある」との原子力安全基盤機構の見解が示された。

(丙八126、159ないし161)

平成18年8月に開催された安全情報検討会において、平成16年に発生したスマトラ沖地震によるインド・マドラス原発被水事故についての検討の中で、具体的対策の一つとして、「防波堤の設置及び必要に応じて建屋出入口に防護壁の設置」が挙げられた。

(丙口18)

(ウ) 溢水勉強会における指摘

津波が原子力発電所の危機に及ぼす影響を電気事業者に検討させるために保安院と原子力安全基盤機構が平成18年1月に立ち上げた外部溢水・内部溢水勉強会(溢水勉強会)には、1審被告Yを含む電気事業者らがオブザーバーとして参加していた。同年5月に開催された溢水勉強会では、電気事業者らから、原子炉施設の建屋の敷地高さを超える津波があった場合、建屋に浸水して、電源設備の機能を喪失する可能性があること等が報告され、その際、その対策として大物搬入口の水密化や水密扉の検討を述べる発言があった。

(甲八73、丙口9、12の1、2)

(エ) 本件事故以前の他の原子炉施設で講じられていた津波対策

K発電所を設置するL株式会社(以下「L」という。)は、平成20年5月頃までに、同発電所につき、外部に委託して、本件長期評価の見解に基づき茨城県沖海溝沿いに明治三陸地震の波源モデルを設定した津波評価を行ったが、その結果は、原子炉建屋等を含む敷地全域が浸水するというものであった。そこで、Lは、K発電所について、自主的に津波対策を行うこととして、平成20年12月頃から、建屋の防水扉、防潮シャッター及び防潮堰を設置する工事、海水ポンプ室の側壁のかさ上げをする工事等を実施し、これらの工事を本件地震前に完了

させていた。上記各工事のうち、建屋の工事にかかった費用は、約3822万円であった。なお、上記の防水扉については、JIS規格(ドアセット)の気密要求に基づくものであり、水圧に対する性能を十分に確保するものではなかった。上記の防潮堰については、高さ1センチメートルから15センチメートル程度の鉄筋コンクリート造のものが建屋の開口部前に設置された。

(丙八137、丙八229、230)

M株式会社は、平成20年以前から、その設置しているN原子力発電所において、原子炉建屋及び海水熱交換器の出入口に腰部防水構造の防護扉を設置していた。なお、N原子力発電所は、その敷地高が海拔6ないし8mであるが、その前面に60ないし80mの幅の海拔10ないし15mの高さの砂丘が存在している。

(甲八76の2、丙八138)

(オ) 本件事故以前の外国の原子炉施設で講じられていた溢水対策

フランス・ルブレイ工原子力発電所では、平成11年の被水事故後、外部溢水対策として、防護用堤防のかさ上げ及び防護壁の設置に加えて、配管貫通部の閉塞や強化扉の設置等が講じられた。

(丙八156、157の1、2)

(カ) 本件事故以前における1審被告Y内部の津波対策の検討状況

保安院の耐震安全性の評価指示に対して1審被告Yが平成20年3月に本件発電所について中間報告を行った際に作成したQ&A集には、今後津波評価を行い、その結果、津波の施設への影響が無視できないとなった場合に考えられる津波対策について、「非常用海水ポンプ電動機が冠水し、故障することを想定した電動機予備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。」と記載されていた。

(丙八123の1、4)

平成20年3月頃から同年7月頃までの間に、1審被告Y内部において本件試算津波と同じ規模の津波に対する対策を検討する過程で、スペース上の制約や地盤等の問題を踏まえると本件試算津波を防護するために必要な高さの防潮堤を本件敷地の南東側に設置することは現実的ではないとの意見や、海中の防波堤の設置は周辺地域の一般家屋等に影響を与えるから好ましくないのではないかと意見が出ていた。

(丙八123の1、丙八141)

平成22年8月に行われた1審被告Y内部の会議において、本件発電所の津波対策に関し、上層部の意向により防潮堤設置の検討は中断しているとの報告がなされ、非常用海水系電動機の水密化を検討中であること、建屋扉の水密化の検討が必要であること等が各関係部署から報告された。

(丙八123の2、4)

(キ) 本件事故後に他の原子炉施設で講じられた津波対策等

本件事故後の平成23年3月30日に経済産業大臣が電気事業者らに本件事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施及びその報告を指示した際に、保安院が発表したニュースリリースにおいて、抜本対策の具体的対策の例として、「防潮堤の設置」と併記して、「水密扉の設置」、「その他必要な設備面での対応」を記載した資料が添付されていた。

(甲八2)

本件事故後、N原子力発電所では、津波の敷地内への浸水を防ぐための対策として、海拔22mの高さの防波堤を設置し、これに加えて、津波が敷地内へ浸水した場合の対策として、原子炉建屋の海側に面する大物搬入口に、強化扉及び水密扉の二重式構造の扉が設置された。ag原子力発電所、ah原子力発電所及びai原子力発電所でも、建屋内への浸水防止策として、建屋等の入口に水密扉等が設置された。

(丙八163、甲八40)

イ 上記アの各事実を踏まえて、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件発電所で建屋の水密化措置等が講じられ、本件事故を回避できた蓋然性が高かったとの1審原告らの主張について検討するに、1審原告らの指摘に係るこれらの事実は、原子炉施設の津波対策としての建屋の水密化措置等について、本件事故以前にも1審被告Yを含む電気事業者及び規制当局において多少の議論がなされていたことや国内外に多少の実績があったこと等を示すものであるが、それらの議論の深度及び実績の程度、時期等に照らすと、本件事故以前において防潮堤等の設置以外の防護の措置が我が国における原子炉施設の主たる津波対策であったことを基礎付けるものとはいえず、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策が防潮堤等を設置することにより敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであったとの上記1(7)の事実認定を覆すに足るものではない。また、本件事故以前において本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等を設置することが技術的な観点から著しく困難であったような事情もうかがえないから、これらの事実を併せ考慮しても、経済産業大臣が上記の規制権限を行使し、1審被告Yが上記津波に対する対策について検討することとなった場合に、1審被告Yにおいて上記の津波対策の基本を放棄したであろうとは考えがたい(現実にも、1審被告Yは、平成20年7月頃に当面の検討を終えるまでの間は(上記1(5)イ)、上記津波に対する対策については防潮堤等の設置を中心に検討していた(甲八92、丙八123の1、4)。)。そして、一般に原子力の利用については多段の安全防護手段を設けておくことが望ましいといえるとしても、上記のとおり、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が本件事故以前において有力であったわけではなく、また、現実には本件試算津波と同じ規模の津波に対する対策の検討に前向きではなかった1審被告Yが、経済産業大臣から上記の規制権限を行使された途端に、その時点では一見すると過剰とも思えるような複数の措置の検討を始めることになるものとはおよそ考えがたいことを踏まえると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、1審被告Yにおいて、上記津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等の設置に加えて、建屋の水密化措置等(しかも、上記津波より大きな本件津波の到来によって本件敷地へ大量の海水が浸入した場合でも本件事故と同様の事故を回避することができる機能を有するレベルのもの)を講ずることを検討した蓋然性があるということはできない。

ところで、1審原告らは、それらの措置が講じられていれば本件事故を回避することが十分に可能であったとの前提で、経済産業大臣は1審被告Yに対して、建屋の水密化措置等の具体的な事故回避措置を義務付けることが可能であったと主張する。しかしながら、電気事業法40条の技術基準適合命令の対象となる施設の構造や設備内容を最も良く知るのは当該施設を設置し管理する事業者であり、実際に措置を講じるのも事業者であることに加え、原子炉施設の安全性に関する地震、津波等の自然現象に関する知見は日々進歩し、その安全対策に関する技術も日々更新されていくものであり、そして、安全対策は常に最新の科学的知見を取り入れつつ実施していくことが要請されることからすれば、電気事業法40条については、規制権限の行使を受けた事業者において、必要な調査・研究を行った上、具体的な措置を検討して実施することが、その制度上予定されているものと考えられる。そうすると、義務付ける作為の内容を具体的に特定した方法で発令することが理論的に不可能ではないとしても、現実問題としては、電気事業法40条に基づく命令自体は、ある程度抽象的なものにならざるを得ず、また、そのようなもので足りるものと考えられる。さらに本件では、本件事故以前の我が国の原子炉施設の津波対策は防潮堤等の設置により敷地への海水の浸入を防止することを基本としていたことからすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、技術基準に不適合

である理由を示した上で、命令自体は適切な措置を講じるよう命ずるものになっていたと考えられるのであって、少なくとも、防潮堤等の設置以外の具体的な防護の措置を特定して、その措置を講じることを義務付ける内容の発令がされていたとは考えられない。したがって、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、その発令内容に応じる形で1審被告Yが防潮堤等の設置以外の対策を検討した可能性はほとんどなかったといえることができる。

そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に1審被告Yにおいて建屋の水密化措置等を講ずることを検討する蓋然性があったとはいえない以上、いわばその前提が失われていることになるから、建屋の水密化措置等が講じられていれば事故を回避することができたことを理由として、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない。

ウ また、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等が本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高いこと、すなわち、本件試算津波が敷地の東側においては本件敷地の高さを超えないものであったことから、上記防潮堤等が本件敷地の東側には設置されないものとなる可能性（設置されるとしても十分な高さをもって設置されないものとなる可能性）が高いことについては、津波工学又は原子力工学を専門とする複数の学者が、上記防潮堤等の設置場所につき、工学的な見地からは本件敷地の南北にのみ防潮堤を建設しても不合理ではない、本件敷地の南北に加えて東側にも防潮堤を建設することは合理的ではないなどと述べていること（丙口78、194、丙八19）からも裏付けられるものであるから、本件敷地の南北のみに防潮堤を設置することは不合理であることをいう1審原告らの主張は採用できず、上記防潮堤等が本件敷地の東側にも設置され、本件津波が到来した際には東側からの浸水を防いだ可能性が高いことを理由として、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば上記の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることもできない。

（6） 以上によれば、1審被告国が、経済産業大臣が上記の規制権限を行使しなかったことを理由として、1審原告ら（1審原告番号3及び同4を除く。）に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない。

第2 1審原告らの1審被告Yに対する主位的請求について

当裁判所も、1審原告らの1審被告Yに対する主位的請求は理由がないと判断するものであり、その理由は、原判決の「事実及び理由」中の第3部第2章に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 1審原告らの1審被告Yに対する予備的請求について

1審原告らの1審被告Yに対する予備的請求についての当裁判所の判断は、次の1ないし7のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3部第3章に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告番号5-1」及び「原告番号5-2」については、それぞれ「1審原告番号5-1」及び「1審原告番号5-2」と読み替える。）。

1 損害論総論（事実認定及び判断）部分の補正

（1） 原判決317頁1行目末尾の次に「（乙二共11）」を、11行目末尾の次に「（乙二共64、65）」を、15行目末尾の次に「（乙二共14）」を、318頁10行目末尾の次に「（乙二共62、丙二共20）」を、15行目末尾の次に「（丙二共66）」を、21行目末尾の次に「（乙二共46）」を、319頁3行目末尾の次に「（乙二共19）」を、326頁21行目末尾の次に「（乙二共83）」を、327頁14行目の「という。）を」の次に「、令和4年12月20日に「Y株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「中間指針第五次追補」という。）を」をそれぞれ加え、15行目の「及び中間指針第四次追補」を「、中間指針第四次追補及び中間指針第五次追補」に改

め、341頁16行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 6 中間指針第五次追補

中間指針第五次追補は、緊急時避難準備区域において賠償すべき生活基盤喪失・変容による精神的損害の具体的な損害額及び自主的避難等対象者に賠償すべき損害に関して、以下の指針を示した。

生活基盤の変容について、被害者にとっての本件事故前の生活の基盤であり、人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般である生活基盤がかなりの程度毀損されたことを意味するものとした上で、緊急時避難準備区域については、生活基盤の変容による精神的損害として、一人50万円を目安とする。

放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合における避難によって生じた生活の増加費用、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛並びに避難及び帰宅に要した移動費用の具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、自主的避難等対象者のうち子ども及び妊婦については一人40万円、その他の自主的避難等対象者については一人20万円を目安とする。

(乙二共285)」

(2) 原判決342頁3行目末尾の次に「(乙二共20、31、36)」を、11行目末尾の次に行を改めて「 3 1 審被告Yは、令和5年1月頃以降、中間指針第五次追補の決定を踏まえて、これに沿った賠償を行うことを明らかにし、その賠償を開始している。(乙二共293)」をそれぞれ加える。

(3) 原判決342頁13行目冒頭から347頁16行目末尾までを次のとおり改める。

「第1 避難の合理性について

1 緊急時避難準備区域の住民について

緊急時避難準備区域の住民は、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域の指定がなされ、強制的な避難の指示こそなかったものの、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行い、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること、保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすため当該区域内に入るとは妨げられないが、この場合においても常に避難のための立退き等を自力で行えるように準備しておくことを指示されていたものであるから、本件事故又はこれらの指示等により、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために、同区域外に避難することには合理性があると認められる。

2 自主的避難等対象区域の住民について

自主的避難等対象区域は、政府による避難指示等の対象区域ではなく、その周辺地域であるが、避難等の指示が出されていないとしても、隣接する区域に避難等の指示が出されているのであるから、その住民が放射線被ばくへの恐怖や不安を一定程度抱くことになるのはごく自然なことである。そして、原発事故によって放出された放射性物質は、発電所から同心円状に広がるものではなく、風の向き、強弱、渦、地形等によって、極めて不規則な広がり方をすることから、放射線被ばくから住民の健康と生命を守るためには、本件事故の発生直後から放射能の広がり方とその濃度を把握する必要があるといえるが、本件事故ではその重要な役割を担っていた文部科学省所管の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEED I)が活用されることはなく(丙イ2)、その結果、住民の多くは上記に関する的確な情報の提供を適時に受けることができなかった。そのような状況においては、避難指示等の対象区域とならなかった事実が住民の放射線被ばくへの恐怖や不安を解消ないし軽減するという方向で機能することを期待することはできない。また、自主的避難等対象区域の住民が避難する場合

として、本件事故発生当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、本件発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合と、本件事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被ばくによる影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合が考えられるが、いずれの場合における放射線被ばくへの恐怖や不安についても、本件発電所の状況が安定していない状況下において、本件発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住地付近の避難者の多寡、こうした要素が複合的に関連して生じるという点で、質的な違いはない。以上によれば、本件事故直後だけでなく、その後しばらくの間については、自主的避難等対象区域の住民が、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、その結果、これによる健康被害を回避するために、同区域外に避難することについて、一定の合理性が認められるというべきである。

第2 避難継続の合理性について

1 緊急時避難準備区域からの避難者について

緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除されたものの、上記解除については、原子力災害対策本部が同年8月9日に策定した「避難区域等の見直しに関する考え方」の中でその妥当性を確認し、その後、同区域を含む全5市町村から復旧計画の提出を受け、原子力安全委員会から解除につき差し支えない旨の回答を得たことなどを踏まえて、その指示に及んだものであり(乙二共13、193)、すなわち、上記解除の時点では同区域の復旧が緒に就いたばかりであったことに照らすと、同区域からの避難者については、上記解除をもって、それ以降についての避難継続の合理性が直ちに否定されるものではない。

そこで、上記解除後の相当な避難期間について検討するに、まず、緊急時避難準備区域は、当初から政府の避難指示の基準とされている年間積算線量20ミリシーベルトを超えると推定される区域ではないところ、加えて、1 原子力災害対策本部は、平成23年4月17日に取りまとめた「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において、「放射線量が着実に減少傾向となっている」ことをステップ1、「放射線物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことをステップ2とする目標を設定していたところ、同年12月16日、本件発電所の原子炉が安定状態を達成し、事故そのものは収束に至ったことを確認し、原子炉の冷温停止状態の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保等の目標が達成されていることから、本件発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断し、ステップ2の目標達成と完了を確認していること、2 福島県内では、平成23年5月5日以降、水道水放射性物質モニタリング検査において、放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されておらず(乙二共163)、また、平成24年4月にはこれを超えた場合には出荷制限となる食品中の放射性物質の量の基準値がそれまでの暫定規制値(昭和55年に原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値)から引き下げられ(乙二共158、160ないし162、178)、福島県内で流通する食品からの被ばくの危険性は極めて小さいものになっていたこと、

3 例えば、本件で問題となっている緊急時避難準備区域であるR市S区をみるに、平成24年2月には、全ての小中学校での授業が再開しており、その頃にはインフラも復旧して、生活環境は整備されていたこと、これらの事情に照らすと、同区域から避難した者の避難継続の合理性が上記解除後長期間にわたって存在し続けていたとは認められない。

他方で、相当な避難期間の検討にあたっては、1 避難者は、避難先での生活が一定期間継続するのに伴い、避難先での生活も安定、定着してくることになるから、避難前の居住地が生活することができる客観的な状況になったとしても、通常、直ちに避難先を離れて避難前の居住地に戻ることはできず、避難者が避難前の居住地に戻るためには避難生活の

長さ等に応じた一定の準備期間が必要になるから（避難者の中には、避難前の居住地に戻り生活を再建することを希望する者もいれば、避難の経緯等を踏まえて、新たな土地に移住することを選択する者もいるが、そもそも、そうした決断にすら一定の時間がかかるのが通常といえる。）、そのような一定の準備期間の存在を考慮する必要があるという点や、2 避難生活が続くと、学校、勤務先といった避難先における新たな生活環境が形成されることとなり、帰還するとしても、その時期を学校の新学期や年度末等といった生活の節目となる時期とすることが避難者及びその家族にとっての平穏な生活の維持、継続の観点から合理的と解されることなどの点についても、考慮すべきである。

以上によれば、本件事故の直後に避難を開始する場面と、その後、十分ではないとしても本件事故や健康被害に関する情報が流通するようになった状況の下で帰還の可否を検討する場面とにおいて、避難者が健康被害に対して抱く不安感の内容及び程度が必ずしも同一でないことを踏まえても、緊急時避難準備区域からの避難者については、原則として、同区域の指定解除から11か月が経過した平成24年8月31日までの期間につき、避難継続の合理性が認められ、もっとも、避難者ごとに、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らして、同日を超える一定の期間について避難継続の合理性が認められることがあり得るとするのが相当である。

2 自主的避難等対象区域からの避難者について

自主的避難等対象区域からの避難者にも、上記1で指摘した事情の多くが同様にあてはまる。もっとも、自主的避難等対象区域の住民については、避難等について政府等から何らの指示はなく、学校の新学期も通常どおり平成23年4月から開始していたのであり、平成23年9月に指定が解除されるまでの間、立退きの指示こそなかったものの、自主的避難を促され、学校の休校等が指示されていた緊急時避難準備区域の住民とは、大いに状況を異にする。この違いは、慰謝料額の算定において斟酌すべき事情というだけでなく、避難継続の合理性（相当な避難期間）の検討においても斟酌すべき事情といわざるをえない。

以上によれば、自主的避難等対象区域からの避難者については、原則として、本件事故後9か月余りが経過した平成23年12月31日までの期間につき、避難継続の合理性が認められ、もっとも、避難者ごとに、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らして、同日を超える一定の期間について避難継続の合理性が認められることがあり得るとするのが相当である。

3 1審原告らの主張について

1審原告らは、放射線被ばくについて科学的に不適切とは言えない程度の不安があれば平穏生活権の侵害が認められるとの考え方を前提に、低線量被ばくによる健康影響の危険性に関する種々の知見を指摘して、これらの知見が現に存在する以上、低線量の被ばくであっても、通常人が健康影響に対する不安や恐怖を感じて避難を選択し、それを継続することには合理性があり、また、1審原告らの避難前住居付近の追加被ばく線量は我が国の法的根拠を有する公衆被ばくの線量限度である年間1ミリシーベルトを超えていることから、1審原告らの避難継続の合理性は現在まで認められると主張する。

しかしながら、年間100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによる健康への影響についての科学的定見はないのであって、年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準であるなどとするWG報告書の見解等にも照らすと、政府が、避難指示の基準として、ICRPの2007年勧告において緊急時被ばく状況に適用されることとされている参考レベルのバンドの下限数値である年間20ミリシーベルトを採用したことには合理性があり、1審原告らが指摘する種々の知見も、その合理性を覆すに足るものとは認め難い。そして、そうであれば、一般人は専門家と違って、リスクを客観的なデータに基づいて分析することはせず、直感的・主観的に受け止める傾向があることを考慮

したとしても、例えば、旧居住地付近の放射線量が上記基準を大きく下回っている状況がかなりの期間継続しており、現実にも多くの住民がそこで暮らしている場合について、通常人であれば放射線被ばくによる健康影響について賠償の対象となる程度の不安や恐怖を感じるようになる場合であると認めることはできない。上記の1審原告らの主張は採用できない。

第3 慰謝料の増額事由について

1審原告らは、1審被告Yは、遅くとも平成18年までには、地震による巨大津波の発生及びその結果としてのシビアアクシデントを予見していたのに、十分な事故防止対策をとらなかったのであるから、その悪質性を考慮して1審原告らの慰謝料が算定されるべきであると主張する。

しかしながら、一般に不法行為に基づく損害賠償金としての慰謝料の増額事由としては、加害者の故意若しくは重過失又は加害者の著しく不誠実な態度などが考えうるものであるところ、本件事故の発生について、その予見の有無、程度は別にしても、故意又は故意に匹敵するような重過失が1審被告Yにあったとまでは認めるに足りず、また、1審被告Yが既に中間指針等に基づいて1審原告らを含め広く緊急時避難準備区域や自主的避難等対象区域の居住者に対し本件事故の賠償金の支払を行っている状況を踏まえると、少なくとも1審原告らとの関係で1審被告Yに著しく不誠実な態度が見られるとはいえない。上記の1審原告らの主張は採用できない。

第4 弁済の抗弁について

1 1審被告Yは、1 1審被告Yが支払った既払金全額が1審原告らの財産的損害・精神的損害を含む全損害額から控除されるべきである、2 1審原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の被った損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の損害賠償債務に充当されるべきであると主張する。

2 1審被告Yが避難者に対して支払った賠償金は、その内容をあらかじめ公表した上で、中間指針等で定められた各損害項目に対する賠償金として支払われたものであり、避難者もこれを前提に受領したものであると認められるから、財産的損害に属する損害項目について支払われた既払金を精神的損害に属する損害項目に充当すること及び精神的損害に属する損害項目について支払われた既払金を財産的損害に属する損害項目に充当することは、当事者間の合理的な意思に反するものといわざるを得ない。したがって、当事者間の明示又は黙示の合意を根拠として、本件で認定した1審原告らの精神的損害からは、既払金のうち精神的損害として支払われたもののみを、1審原告らの財産的損害からは、既払金のうち財産的損害として支払われたもののみを、各控除するのが相当である。上記1の1審被告Yの主張は理由がない。

一般に、損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるところ、中間指針等においても、そのことを確認した上で、損害の賠償が、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきであることを明示している(乙二共1、2)。そして、1審原告らに対する1審被告Yの既払金に関して、両者の間において、黙示的であっても、特定の個人に対する賠償金を当該人の属する世帯の他の者に支払う内容の合意が成立していたことを認めるに足りる証拠はない。上記2の1審被告Yの主張は採用できない。もっとも、本件における財産的損害の賠償請求においては、世帯の特定の構成員が実質的には他の構成員に発生した損害分をも併せて請求していると考えられるものがあり、そのような請求に係る損害賠償債務の場合には、当該他の構成員への既払金も併せて充当することを認めるのが相当である。」

2 世帯番号5の損害論各論部分の補正

(1) 原判決348頁13行目から14行目にかけての「確認されることなどから、平成23年9月30日をもって全て解除された。」を「確認されたことなどから、平成23年9月30日をもって解除された。(乙二共12、13、88)」に、349頁1行目の「乙二共9

6の1」を「乙二共260、282」にそれぞれ改め、350頁22行目の「に対し、」の次に「平成23年8月8日時点でS区の居住者数は2万7785人（平成23年3月11日時点に比して約38%）」を、351頁1行目の「乙二共170」の次に「、281」をそれぞれ加え、352頁25行目の「甲二5-1、5-2、5-5」を「甲二5-1、2、5、乙二共89の2、268、280の2、乙二5-6」に改める。

(2) 原判決357頁13行目冒頭から358頁6行目末尾までを次のとおり改める。

「エ 世帯番号5の1審原告らの自宅付近の放射線量

本件発電所から北北西約26kmの地点に位置するR市役所における空間線量率は、平成24年4月1日から同月12日までの間は毎時0.37～0.39マイクロシーベルト、同年8月1日から同月31日までの間は毎時0.35～0.37マイクロシーベルトであり、本件発電所から北北西約20kmの地点に位置するTセンターにおける空間線量率は、平成24年4月1日から同月12日までの間は毎時0.38～0.39マイクロシーベルト、同年8月1日から同月31日までの間は毎時0.37～0.39マイクロシーベルトであった。世帯番号5の1審原告らの本件事当の自宅は、本件発電所から約23kmの距離にあり、R市役所とTセンターの間に位置している。

なお、1日のうち、屋外に8時間、遮蔽効果の低減係数0.4の屋内に16時間滞在するという生活パターンの人を仮定すると、毎時0.19マイクロシーベルトの被ばくは、年間1ミリシーベルトの被ばくに相当すると考えられる（毎時0.19マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日 年間1ミリシーベルト）。また、測定器で測定される放射線には、事故由来の放射性物質による放射線に加え、平時の大地からの放射線（毎時0.04マイクロシーベルト程度）が含まれる。

オ 既払金

1審被告Yは、これまでに、いずれも本件事による精神的損害の賠償として、1審原告番号5-1に対し180万円を、1審原告番号5-2に対し180万円（身体的損害に係る通院慰謝料として1審原告番号5-2に支払われた既払金48万3000円は、同人の精神的損害一般の賠償としてではなく同慰謝料として支払われたものであり、本件訴訟でも同慰謝料の請求はされていないことから、同既払金は除く。）を、1審原告番号5-3に対し263万円を、1審原告番号5-4に対し263万円を各支払った。」

(3) 原判決358頁8行目冒頭から359頁18行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性について

上記認定事実によれば、世帯番号5の1審原告らは、本件事後、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために緊急時避難準備区域から同区域外に避難したものと認められるから、その避難については合理性を認めることができる。そして、世帯番号5の1審原告らは、現在まで千葉県内に避難しており、旧居住地に帰還していないものであるところ、1審原告番号5-1及び同5-2については、平成24年8月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めることができるが、本件事当の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らしても、同日を超える期間について避難継続の合理性を認めるほどの事情は見当たらない。1審原告番号5-3及び同5-4については、いずれも就学中の児童であり、避難する際にも帰還する際にも転校を余儀なくされる者であったことを考慮すると、さらに7か月後の平成25年3月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めるのが相当である。

イ 不動産について

原告番号5-1が主張する避難先での居住用不動産の購入に係る費用については、その購入が平成24年8月31日の経過により避難継続の合理性が消滅した後の平成24年11月であることに照らすと、避難に伴う損害ということはできず、本件事と相当因果関係のある損害

とは認められない。」

(4) 原判決359頁26行目の「平成25年3月」を「平成24年8月」に、360頁17行目冒頭から362頁20行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「エ 休業損害について

原告番号5-1が主張する平成27年3月以降の減収に係る休業損害については、当該減収の時期に照らすと、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

オ 避難慰謝料について

上記認定事実等によれば、1審原告番号5-1及び同5-2については、いずれについても、その避難継続の合理性が認められる平成24年8月31日までの期間につき、180万円の避難慰謝料を認めるのが相当であり、1審原告番号5-3及び同5-4については、いずれについても、その避難継続の合理性が認められる平成25年3月31日までの期間につき、215万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。

カ ふるさと喪失慰謝料について

世帯番号5の1審原告らが本件事故前に居住していたR市S区では、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除された後も、生活基盤の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかつたことから、世帯番号5の1審原告らの避難前の居住地における生活基盤（本件事故前の生活の基盤であって、人間関係や自然環境を包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般を意味するもの）は、本件事故によって、かなりの程度毀損されたものと認められる。したがって、世帯番号5の1審原告らは、避難に伴う精神的損害とは別に、その生活基盤の変容による精神的損害を被つたものと認められ、同人らの避難前の生活状況等に照らすと、その慰謝料の金額は、各人につきそれぞれ50万円を認めるのが相当である。

キ 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙3-5「損害認容額一覧表（世帯番号5）」の各「1審原告番号」欄の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認める。

ク 認容額合計について

以上によれば、1審被告Yが世帯番号5の1審原告らに支払うべき金額は、別紙3-5「損害認容額一覧表（世帯番号5）」の各「1審原告番号」欄の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。」

3 世帯番号1の損害論各論部分の補正

(1) 原判決363頁2行目の「いずれも回復した」を「ほとんどの地域で復旧した」に改め、8行目「乙二共209」の次に「、250の1」を、365頁17行目末尾の次に行を改めて「(14) a j市における自主的避難者は、平成23年3月15日現在、1万5377人であり、人口比で4.5%であった。他方、a j市の避難者受入数は、同日現在、1万5692人であった（乙二共42、43、丙二共72）。また、平成24年10月19日現在、a j市における市内避難者は8526人、市外避難者は7700人であり、他市町村からの避難者は2万3787人であった（乙二共97の1）。平成23年3月1日時点のa j市の18歳未満の子ども人口は5万7598人であり、平成24年4月1日時点の同子ども人口の避難者数は3641人（上記人口との対比6.3%）であった（乙二共92の1、乙二共93）。」をそれぞれ加え、21行目の「甲二1-1、乙二共106の1」を「甲二1-1、乙二共131、274ないし276、乙二1-1」に、368頁23行目冒頭から369頁5行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「エ 世帯番号1の1審原告らの自宅付近の放射線量

世帯番号1の1審原告らの本件事故当時の居住地は、本件発電所から直線距離で約6.1kmの

直線距離に所在するところ、同居住地から近距離に位置する a j 市 a f 支所における空間線量率は、平成 23 年 6 月 19 日時点で毎時 0.11 マイクロシーベルト（地上 1 m の高さ）であり、平成 24 年 8 月 21 日時点で毎時 0.06 マイクロシーベルト（地上 1 m の高さ）であった。

なお、平成 23 年 3 月 16 日以降の a j 市の環境放射能測定値については、その当時から誰もがインターネットを通じて容易に情報を入手することができた。

オ 既払額

1 審被告 Y は、これまでに、いずれも本件事故による精神的損害の賠償として、1 審原告番号 1 - 1 に対し 40 万円を、1 審原告番号 1 - 3 に対し 48 万円を、1 審原告番号 1 - 4 に対し 48 万円を各支払った。」

(2) 原判決 369 頁 7 行目冒頭から 370 頁 1 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性

上記認定事実によれば、世帯番号 1 の 1 審原告らは、本件事故後、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために自主的避難等対象区域から同区域外に避難したものと認められるから、その避難については合理性を認めることができる。そして、世帯番号 1 の 1 審原告らは、現在まで千葉県内に避難し、旧居住地に帰還していないものであるから、1 審原告番号 1 - 1 については、平成 23 年 12 月 31 日までの間につき、避難継続の合理性を認めることができるが、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らしても、同日を超える期間について避難継続の合理性を認めるほどの事情は見当たらない。1 審原告番号 1 - 3 及び同 1 - 4 については、同日において 18 歳未満の子どもであることを考慮すると、さらに 8 か月後の平成 24 年 8 月 31 日までの間につき、避難継続の合理性を認めるのが相当である。

イ 避難慰謝料について

上記認定事実等に加え、1 審原告番号 1 - 1 については、本件事故当時、妊婦であり、妊婦は放射線への感受性が高い可能性があるとして一般に認識されており、低線量とはいえ通常時よりも相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことには一定の合理性があることを考慮すると、平成 23 年 12 月 31 日までの期間につき、60 万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。1 審原告番号 1 - 3 及び同 1 - 4 については、いずれについても、同日において 18 歳未満の子どもであるところ、子どもについても放射線への感受性が高い可能性があるとして一般に認識されていることを考慮すると、平成 24 年 8 月 31 日までの期間につき、68 万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。」

(3) 原判決 370 頁 5 行目の「指定されていない上、世帯番号 1」から 8 行目の「また」までを「指定されていない。そして」に、370 頁 21 行目冒頭から 371 頁 19 行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「エ 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙 3 - 1 「損害認容額一覧表（世帯番号 1）」の各「1 審原告番号」欄の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認めるのが相当である。

オ 認容額合計について

以上によれば、1 審被告 Y が世帯番号 1 の 1 審原告らに支払うべき金額は、別紙 3 - 1 「損害認容額一覧表（世帯番号 1）」の各「1 審原告番号」欄の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。」

4 1 審原告番号 3 の損害論各論部分の補正

(1) 原判決 371 頁 22 行目の「甲二 3 - 1、3 - 2、乙二共 106 の 3」を「甲二 3 - 1、2、乙二共 131、274、乙二 3 - 1、2」に、25 行目の「18」を「19」に、

372頁2行目の「同原告名義の建物」を「建物」に、376頁18行目冒頭から377頁4行目末尾までを次のとおりそれぞれ改める。

「エ 1審原告番号3の自宅付近の放射線量

1審原告番号3の本件事故当時の居住地は、本件発電所から直線距離で約4.8kmの地点に位置するところ、同居住地から近距離に位置するa j市a e支所における空間線量率は、平成23年6月19日時点で毎時0.17～0.18マイクロシーベルト(地上1mの高さ)であり、平成24年8月21日時点で毎時0.09マイクロシーベルト(地上1mの高さ)であった。

オ 既払金

1審被告Yは、これまでに、1審原告番号3に対し、本件事故による精神的損害の賠償として、8万円(証拠(乙ニ3-1、2)によれば、1審被告Yがこれまでに本件事故の賠償金として1審原告番号3の世帯構成員全員に対し合計131万1990円を支払ったことを認めることができるが、そのうち、1審原告番号3の避難に伴う慰謝料として支払われたものが8万円を超えることについては認めるに足りない。)を支払った。」

(2) 原判決377頁6行目冒頭から378頁20行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性

上記認定事実によれば、1審原告番号3は、本件事故後、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために自主的避難等対象区域から同区域外に避難したものと認められるから、その避難については合理性を認めることができる。そして、1審原告番号3は、a j市の自宅から避難し、以降岡山県や千葉県で生活していることから、平成23年12月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めることができるが、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らしても、同日を超える期間について避難継続の合理性を認めるほどの事情は見当たらない。

イ 避難移動費

1審原告番号3の主張する避難移動費の支出は、いずれも避難継続の合理性が認められる平成23年12月31日までの間以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

ウ 家賃

1審原告番号3の主張する家賃等の支出は、いずれも避難継続の合理性が認められる平成23年12月31日までの間以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 開業費用

証拠(甲ニ3-8の1ないし9)及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号3は、平成22年5月頃から、研修を受け、エステサロン関連の商品を購入していたことが認められる。しかしながら、1審原告3はその自宅においてエステサロンを開業する予定であったと主張するが、その具体的な時期は明らかでなく、自宅で開業するのであれば自宅の改修や設備の購入が必要になると考えられるところ、これらが行われた形跡もうかがえず、仮に1審原告番号3においてエステサロン開業の計画があったとしても、少なくとも本件事故当時、当該計画は具体性を有したものであったとはいえない。したがって、1審原告番号3が主張する開業費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

オ 引越費用

1審原告番号3の主張する引越費用の支出は、いずれも避難継続の合理性が認められる平成23年12月31日までの間以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。」

(3) 原判決379頁3行目冒頭から6行目末尾までを「上記認定事実等によれば、1審

原告番号3については、平成23年12月31日までの期間につき30万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。」に、9行目の「指定されていない上、原告番号3」から12行目の「また」までを「指定されていない。そして」に、379頁24行目冒頭から380頁10行目末尾までを次のとおりそれぞれ改める。

「ケ 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙3-3「損害認容額一覧表(世帯番号3)」の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認めるのが相当である。

コ 認容額合計について

以上によれば、1審被告Yが1審原告番号3に支払うべき金額は、別紙3-3「損害認容額一覧表(世帯番号3)」の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。」

5 世帯番号2の損害論各論部分の補正

(1) 原判決381頁17行目末尾の次に行を改めて「(8) a a市における避難者は、平成23年3月15日時点で自主的避難者が3234人であり、人口比は1.1%であった。他方、a a市の避難者受入数は、同日現在、3501人であった(乙二共42、43、丙二共72)。平成23年3月1日時点のa a市の18歳未満の子どもの人口は4万8443人であり、平成24年4月1日時点の同子どもの避難者数は3174人(上記人口との対比6.5%)であった(乙二共92の1、乙二共93)。」を加え、21行目の「甲二2-1、乙二共106の2」を「甲二2-1、乙二共277、乙二2-1」に改め、382頁10行目冒頭から13行目末尾までを削り、17行目の「原告ら」の次に「(ただし、1審原告番号2-3を除く。以下同じ。)」を加え、384頁11行目冒頭から12行目末尾までを削り、385頁15行目冒頭から23行目末尾までを次のとおり改める。

「エ 世帯番号2の1審原告らの自宅付近の放射線量

世帯番号2の1審原告らの本件事故当時の居住地は、本件発電所から直線距離で約6.3kmの地点に位置するところ、同居住地に近いa a市a b支所における空間線量率(いずれも地上1mの測定値)は、平成23年5月時点で毎時2.52~2.87マイクロシーベルト、平成23年12月時点で毎時0.30~0.36マイクロシーベルト、平成24年8月時点で毎時0.26~0.29マイクロシーベルトであった。

オ 既払額

1審被告Yは、これまでに、いずれも本件事故による精神的損害の賠償として、1審原告番号2-1に対し8万円を、1審原告番号2-2に対し8万円を、1審原告番号2-4に対し48万円を、1審原告番号2-5に対し48万円を各支払い、いずれも本件事故の財産的損害の賠償として、1審原告番号2-1に対し4万円を、1審原告番号2-2に対し4万円を各支払った。

カ 1審原告番号2-3について

1審原告番号2-3が、本件事故当時、a a市に居住していたことを認めるに足りる証拠はない。そして、同人が本件事故によってa a市以外の当時の居住地から避難することを余儀なくされた事実も認められない。したがって、同人の1審被告Yに対する予備的請求は理由がない。」

(2) 原判決385頁25行目冒頭から387頁26行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性

上記認定事実によれば、1審原告番号2-3を除く世帯番号2の1審原告らは、本件事故後、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために、自主的避難等対象区域から同区域外に避難したものと認められるから、その避難については合理性を認めることができる。そして、1審原告番号2-3を除く世帯番号2の1審原告らは、現在まで千葉県内に避難し、旧居住地に帰還していないものであるところ、1審原告番号2-

1及び同2-2については、平成23年12月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めることができるが、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らしても、同日を超える期間について避難継続の合理性を認めるほどの事情は見当たらない。1審原告番号2-4及び同2-5については、同日において18歳未満の子どもであったことを考慮すると、平成24年8月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めるのが相当である。

イ 避難移動費

1審原告番号2-1が主張する避難移動費については、1審原告番号2-1らは自家用車で福島県から千葉県に避難し、その費用を1審原告番号2-1が負担したものと認められるが（甲二2-1）、福島県から千葉県までの自家用車による標準的な交通費は1万8000円と認められること（乙二共240）に照らすと、1万8000円の限度で本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

ウ 家賃

1審原告番号2-1が主張する家賃の支出については、避難の合理性が認められる平成23年12月31日までになされたものとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 生活費増加分

証拠（甲二2-5）及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号2-1は、避難継続の合理性が認められる平成23年12月31日までに、埼玉県内及び千葉県内において、避難に伴い必要となったカーテン等の日常生活用品を代金合計1万7667円で購入したことが認められ、その代金相当額については本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

その他の1審原告番号2-1が主張する生活費増加分の支出については、いずれも避難継続の合理性が認められる平成23年12月31日までになされたものとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

オ 休業損害

証拠（甲二2-7、11、1審原告番号2-1本人（原審）、同（当審））及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号2-2は、本件事故当時、有期派遣社員として就労していたこと、平成21年12月に17万3570円、平成22年1月に13万2515円、同年2月に6万3510円の収入を得ていたこと、同年3月以降の収入状況は不明であること、平成23年11月の避難後、1年間は無職であり、その後、月8万円程度の収入を得ていることが認められる。以上によれば、1審原告番号2-2は、本件事故がなければ、平成23年11月以降も少なくとも月6万円の収入を得ることができたものと認められる。もっとも、避難後1年の間に次の就職先が見つからなかったことが全て本件事故の影響によるものとは評価できず、避難後6か月に限って休業損害を認めるのが相当である（なお、仮に平成24年1月以降に旧居住地に帰還したからといって直ちに就職できたものとは認められないから、平成23年12月までの2か月に限らないこととする。）。

以上によれば、本件事故と相当因果関係のある1審原告番号2-2の休業損害は36万円（6万円×6か月）の限度で認められる。

カ 避難慰謝料

上記認定事実等によれば、1審原告番号2-1及び同2-2については、平成23年12月31日までの期間につき、30万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。1審原告番号2-4及び同2-5については、いずれについても、同日において18歳未満の子どもであったことを考慮すると、平成24年8月31日までの期間につき、68万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。」

（3） 原判決388頁3行目の「指定されていない上、世帯番号2」から8行目の「ま

た」までを「指定されていない。そして」に、18行目冒頭から389頁4行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「ク 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙3-2「損害認容額一覧表(世帯番号2)」の各「1審原告番号」欄の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認めるのが相当である。

ケ 認容額合計について

以上によれば、1審被告Yが世帯番号2の1審原告らに支払うべき金額は、別紙3-2「損害認容額一覧表(世帯番号2)」の各「1審原告番号」欄の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。」

6 1審原告番号4の損害論各論部分の補正

(1) 原判決389頁7行目の「甲二4-1、乙二共106の4」を「甲二4-1、乙二共277、乙二4-1」に、392頁26行目冒頭から393頁8行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「エ 1審原告番号4の自宅付近の放射線量

1審原告番号4の本件事故当時の居住地は、本件発電所から直線距離で約6.1kmの地点に位置していたところ、同居住地に近いa市役所本庁における空間線量率は、平成23年5月時点で毎時1.39~1.75マイクロシーベルト、平成23年12月時点で毎時1.13~1.27マイクロシーベルトであった。

オ 既払金

1審被告Yは、これまでに、1審原告番号4に対し、本件事故による精神的損害の賠償として、8万円を支払い、世帯番号4の世帯構成員に対し、本件事故による財産的損害の賠償として、合計28万円を支払った。」

(2) 原判決393頁10行目冒頭から394頁26行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性

上記認定事実によれば、1審原告番号4は、本件事故後、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために自主的避難等対象区域から同区域外に避難したものと認められるから、その避難については合理性を認めることができる。そして、1審原告番号4は、現在まで千葉県内に避難し、旧居住地に帰還していないものであるところ、平成23年12月31日までの間につき、避難継続の合理性を認めることができるが、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らしても、同日を超える期間について避難継続の合理性を認めるほどの事情は見当たらない。

イ 避難移動費

証拠(甲二4-1、1審原告番号4本人)及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号4は、平成23年5月の避難後、その仕事の都合から、少なくとも月1回程度は避難先と避難元を自動車で行き来していたものと認められる。福島県から千葉県までの自家用車による標準的な交通費は1万8000円と認められること(乙二共240)に照らすと、避難の合理性が認められる平成23年12月31日までの間に係る28万8000円(1万8000円×2回(往復)×8か月)の限度で本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ウ 家賃

証拠(甲二4-1、乙二4-2)及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号4は、a市へ避難後、平成23年5月28日から同年6月27日頃まで月額賃料3万8000円の民間アパートに居住し、同日以降平成27年3月まで無償で1審被告Yの社宅に居住したことが認められる。以上に加えて、避難継続の合理性については平成23年12月31日までの間に限り

認められることに照らすと、1審原告番号4が主張する家賃支払については、1か月分の3万8000円に限り、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

エ 家財道具

証拠(1審原告番号4本人)及び弁論の全趣旨によれば、1審原告番号4は、避難後、1審被告Yの社宅において、エアコン(代金8万円)、扇風機(代金1万円)及びテーブル(代金4000円)を購入した事実が認められ、これらの品目や金額に照らすと、合計9万4000円の上記支出は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

オ 生活費増加分

1審原告番号4が生活費増加分として主張する避難前住居の平成23年5月以降の月額3000円の光熱費の支出については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

カ 避難慰謝料

上記認定事実等によれば、1審原告番号4については、平成23年12月31日までの期間につき、30万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。」

(3) 原判決395頁3行目の「指定されていない上、」から6行目の「また」までを「指定されていない。そして」に、18行目冒頭から396頁4行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「ク 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙3-4「損害認容額一覧表(世帯番号4)」の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認めるのが相当である。

ケ 認容額合計について

以上によれば、1審被告Yが1審原告番号4に支払うべき金額は、別紙3-4「損害認容額一覧表(世帯番号4)」の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。なお、1審原告番号4の避難移動費、家賃、家財道具に係る財産的損害の請求については、実質的には世帯番号4の1審原告番号4以外の世帯構成員に発生した損害分についても併せて請求しているものと考えられるから、世帯構成員に財産的損害の賠償として支払われた既払金合計28万円全額をその請求に係る賠償金の弁済に充当するのが相当である。」

7 世帯番号6の損害論各論部分等の補正

(1) 原判決396頁7行目の「甲二6-1、乙二共106の6」を「甲二6-1、乙二共277、乙二6-1」に、399頁26行目冒頭から400頁9行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「エ 世帯番号6の1審原告らの自宅付近の放射線量

世帯番号6の1審原告らの本件事故当時の居住地は、本件発電所から直線距離で約63.1kmの地点に位置しており、同居住地に近いa a市a d支所における空間線量率は、平成23年5月時点で毎時1.22~1.39マイクロシーベルト、平成23年12月時点で毎時1.00~1.09マイクロシーベルト、平成24年8月時点で毎時0.55~0.67マイクロシーベルトであった。

オ 既払金

1審被告Yは、これまでに、いずれも本件事故による精神的損害の賠償として、1審原告番号6-1に対し8万円を、1審原告番号6-3に対し48万円を、1審原告番号6-4に対し48万円を各支払った。」

(2) 原判決400頁11行目冒頭から401頁9行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 避難の合理性及び避難継続の合理性

上記認定事実によれば、世帯番号6の1審原告らは、平成23年3月20日頃、避難を開始してa c市に避難した後、平成23年4月6日にa a市内の自宅に戻り、平成24年6月27日に再度、a c市内に避難したものであるところ、最初の避難については、本件事故後、放射

線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために自主的避難等対象区域から同区域外に避難したものと認められるから、避難及びその継続について合理性を認めることができる。もっとも、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯等を踏まえても、1審原告番号6-1については、平成23年12月31日以降になされた2回目の避難について、避難及び避難継続の合理性を認めることはできない。1審原告番号6-3及び同6-4については、同日において18歳未満の子どもであったことを考慮すると、2回目の避難についても避難の合理性が認められ、平成24年8月31日までの間につき避難継続の合理性を認めることができる。」

(3) 原判決401頁17行目冒頭から22行目末尾までを次のとおり改める。

「ウ 避難慰謝料

上記認定事実等によれば、1審原告番号6-1については、平成23年12月31日までの期間、30万円の避難慰謝料(旧居住地に滞在していた間における、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に対する賠償を含む。)を認めるのが相当である。1審原告番号6-3及び同6-4については、いずれについても、同日において18歳未満の子どもであったことを考慮すると、平成24年8月31日までの期間、68万円の避難慰謝料(上記と同様)を認めるのが相当である。」

(4) 原判決401頁25行目の「指定されていない上、」から402頁3行目の「また」までを「指定されていない。そして」に、15行目冒頭から403頁1行目末尾までを次のとおりにそれぞれ改める。

「オ 弁護士費用について

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、別紙3-6「損害認容額一覧表(世帯番号6)」の各「1審原告番号」欄の「弁護士費用」欄に対応する「認容額」記載のとおり認めるのが相当である。

カ 認容額合計について

以上によれば、1審被告Yが世帯番号6の1審原告らに支払うべき金額は、別紙3-6「損害認容額一覧表(世帯番号6)」の各「1審原告番号」欄の「合計」欄に対応する「認容額」記載のとおりである。

第4節 小括

以上によれば、1審原告らは、1審被告Yに対し、原賠法3条1項に基づく損害賠償金として別紙2「認容額等一覧表」の各人に対応する「認容額」欄の金員及びこれに対する本件事故発生の日である平成23年3月11日以降の遅延損害金の支払を求めることができる。」

第4 結論

以上のとおりであるから、1審原告ら(1審原告番号3及び同4を除く。)の1審被告国に対する請求及び1審原告ら(1審原告番号4を除く。)の1審被告Yに対する主位的請求はいずれも理由がなく、1審原告らの1審被告Yに対する予備的請求は、上記第3判示の限度で理由があるところ、原判決は、これらと異なる部分があるから、1審原告ら(1審原告番号3及び同4を除く。)の1審被告国に対する控訴については、これらを棄却し、1審原告ら(1審原告番号4を除く。)の1審被告Yに対する控訴若しくは附帯控訴又は1審被告Yの控訴については、一部を棄却し、又は、一部を認容して原判決を取り消し又は変更する。仮執行免脱宣言については、相当でないから付さない。

よって、主文のとおり判決する。

第16民事部

(裁判長裁判官 土田昭彦 裁判官 大寄久 裁判官 園部直子)

(別紙1)当事者目録1(省略)

当事者目録 2

東京都（以下略）

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人 Y株式会社

（以下「1審被告Y」という。）

同代表者代表執行役 B

当事者目録 3

被控訴人 国

（以下「1審被告国」という。）

同代表者法務大臣 C

当事者目録 4

1 1審原告ら関係

（1）1審原告ら訴訟代理人弁護士

滝沢信 伊藤義文 廣瀬理夫 樋口貴之 伊東達也 及川智志 渡邊寛之 高綱剛 伊藤さやか 三宅貞信 福原剛 渡邊秀孝 守川幸男 井出達希 大杉洋平 神定大 常岡久寿雄 陶山嘉代 吉田貴行 東耕三 安藤なつき 森岡信夫 藤井一 兒島英樹 村上典子 濟木昭宏 野口泰三 原崇人 島田亮 筒井剛 永田豊 内藤潤 清水佐和 鋳宮子 佐藤栄治 鈴木勝之 高山聡宏 中村治聖 越川新太郎 岩井浩志 森本亨 宗みなえ 中川裕一郎 守屋智章 大島一 高島圭介 城戸盾暁 舩澤弘行 近藤裕香 宮西宏和 國松里美 足立啓輔 田村陽平 芳野靖規 中島順隆 本間隆一 長谷川康博 朝倉賢大 藤井真沙美

（2）1審原告番号2 - 5、同5 - 3及び同5 - 4訴訟代理人兼1審原告ら（1審原告番号2 - 5、同5 - 3及び同5 - 4を除く。）訴訟復代理人弁護士

中間一裕

2 1審被告Y関係

（1）1審被告Y訴訟代理人弁護士

南敏文 棚村友博 奥原靖裕 伊藤彩華

（2）1審被告Y訴訟復代理人弁護士

中嶋乃扶子

3 1審被告国指定代理人（省略）

別紙 2 認容額等一覧表（省略）

別紙 3 - 1 損害認容額一覧表（世帯番号1）（省略）

別紙 3 - 2 損害認容額一覧表（世帯番号2）（省略）

別紙 3 - 3 損害認容額一覧表（世帯番号3）（省略）

別紙 3 - 4 損害認容額一覧表（世帯番号4）（省略）

別紙 3 - 5 損害認容額一覧表（世帯番号5）（省略）

別紙 3 - 6 損害認容額一覧表（世帯番号6）（省略）